

日本学術会議 東日本大震災復興支援委員会
原子力発電所事故に伴う健康影響評価と国民の健康管理並びに医療のあり方検討分科会
議事要旨（第1回）

1. 日 時：平成27年2月16日（月）10：00～12：00
2. 場 所：日本学術会議 5-A（1）会議室
3. 出席者：小森田委員、神谷委員、向井委員、米倉委員、大西委員、池田委員、春日委員、柴田委員、樋口委員、安村委員、清水委員、瀬戸委員（12名：内、大西委員、安村委員の計2名はスカイプによる参加）
欠席者：杉田委員、山下委員、伊香賀委員、大塚委員、石井委員（5名）
事務局：田口局長、盛田参事官、松宮参事官補、太田参事官付、青木上席学術調査員 他
4. 配付資料：
資料1 委員名簿
資料2 第22期第1～3回分科会の議事要旨（（案）も含む）
資料3 第22期 原子力発電所事故に伴う健康影響評価と国民の健康管理並びに医療のあり方検討分科会 ご意見参照結果
資料4 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議中間取りまとめ（環境省）
資料5 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議中間取りまとめを踏まえた環境省における当面の施策の方向性（環境省）
資料6 環境省中間取りまとめを踏まえた要望（春日委員）

参考 設置提案書

5. 議 事：

5-1. 出席委員自己紹介

5-2. 委員長の互選、副委員長及び幹事の同意・指名

大西委員からの推薦があり、互選により、委員長に春日委員が選出された。委員の同意を得て、副委員長として清水委員が、また、幹事として池田委員が指名された。

5-3. 本分科会の進行、課題及び今後の運営について

(1) 本分科会設置の設置目的（参考）

春日委員長より、本分科会設置の目的（参考）について説明がなされた。本分科会は大西委員が委員長を務める東日本大震災復興支援委員会8番目の分科会として設置され、22期に引き続くものである。設置期限は、日本学術会議の第23期末（9月30日）までであり、一定の見解を今期中にまとめる予定である。

設置提案書に記載された審議事項として、①低線量放射線被ばくの健康影響に関する評価、②放射線影響並びに事故の影響に長期把握のための健康調査のあり方、③原発事故の健康管理並びに医療体制のあり方の3点が示された。

→ これまでの委員会の提言および審議目的などを参考とすべく、既にHP上で公開されている提言（現在、冊子を作成中）を参考としてメール等で送付する。

(2) 22期における議事確認（資料2-1）

【第1回目】（資料2-1）

- ・本分科会設置について：福島県や環境省等の既存の関連機関・委員会等による調査や議論等の

把握と、それを通して本件に係る問題の洗い出しを行いたい、利益相反に注意しながらお互いに問題意識を持って本委員会の任を果たすことを目指す。

- ・調査・評価・信頼性：データの扱いについて、多様な社会での受け止め、個々人の心配する対象の違い、専門家の中でも若干の異なる見解がある現状にどう取り組むべきか。一方で、正確なデータを公表すべきとする考え方もある。あわせて、国際社会からもチェルノブイリ事故と比較して、データの公表が遅い・あるいは各機関からのデータ結果がばらばらだという批判がある。
- ・分科会の役割：健康管理や医療は国が行うべきで、そのために地域を支援するというのが必要な仕組みである。その仕組みに焦点を当てて検討するべきではないか。
- ・低線量放射線被ばくの健康影響に関する「評価」について：2011年6月に金澤会長（当時）の談話として震災後3年以上経過したため、日本学術会議において独自の表現を行ってもよいのではないかとする考えから、審議事項で「評価」という表現を用いている。しかしながら、本分科会で実際にどのようなことを行うかどうかは委員の考えによる。
- ・心の健康、住民への説明：さまざまなレベルでのアプローチが必要とされよう。

【第2回目】（資料2-2）

- ・福島県保健福祉部県民健康調査課小林弘幸課長により、「追加資料 県民健康調査について」に基づき、導入の背景、法的根拠、調査の全体構成（基本調査と詳細調査から構成される）、課題（基本調査における回答率の低迷等）、今後の展望（県民からの信頼の獲得、長期的に県民の健康を見守るという視点、わからないことはわからないと言う）など網羅的な説明が行われた。
- ・福島の現状と県民健康調査（清水委員による資料）、3.11事故後の対応（渡邊委員による資料）に基づき以下のことが検討された。
 - ・県外に移動した人、県民以外の人への対応
 - ・データベースの構築
 - ・医療費
 - ・マスコミの報道・現状・責任・期待すること
 - ・県民健康調査の持続性、インフォームドコンセント、一次データの公表、放射線物質や放射能汚染に関するリテラシーの問題が指摘された。

【第3回目】（資料2-3）

- ・安村委員より「福島県民健康調査の概要」についての報告が行われた。
- ・環境省の担当者より、資料4（東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議中間取りまとめ（環境省））の説明がなされた。
- ・科学者が客観的なデータを示しても、事故・健康に関する評価では政治的バイアスがかかりやすい。さまざまな角度から共通のデータについての解釈が行われており、一致すればそれは信頼に値するであろうが、県民健康調査については、マスコミ批判のため、受け入れられていない部分が多い。事故から4年を経て、さらには、チェルノブイリの事故でも子どもの甲状腺ガンが4年後急増していることを踏まえると、今は次のステージにいると考えるべきである。また、過剰診断についての問題（県外の子どもの検査等）もあり、無用な治療、診断が行われる懸念もある。どこまで実施するのが妥当かという点を認識すべきである。被ばくの影響を明らかにするにはデータを明らかにすべきだが、その弊害もあり得る。
- ・心の問題については時間をかけての調査が求められる。様々なレベルでのアプローチがある。全体としてどのような取り組みがどこまで行われているのか、残されている問題は何かを整理しなければならない。

（3）資料4（東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議中間取りまとめ（環境省））に基づく検討

- ・付属資料1：専門家会議の開催要綱（抜粋）では、①福島近隣県を含め、国として健康管理の現状と課題を把握し、そのあり方を医学的な見地から専門的に検討する、②「子ども被災者支援法」において、国は放射線による健康への影響に関する調査等に関し、必要な施策を講ずることとされる、③これらの状況を踏まえ、線量把握・評価、健康管理、医療に関する施策のあり方等を専門的な観点から検討するため専門家会議を設置した、とされている。検討内容は、①被ばく

線量把握・評価に関すること、②健康管理に関すること、③医療に関する施策のあり方に関すること、④その他とされる。14回の会議がなされ、26年12月に中間取りまとめが公表された。

・中間とりまとめの抜粋として、

・はじめに：今般の原発事故による住民の健康影響は、①放射線被ばくによる生物学的影響と考えられるものと、②原発事故による避難や不安等に伴う心身の影響と考えられるものの2つに大きく分けられる。ところが、原発事故による被災者の健康問題を総合的に支援するための議論が十分になされていない (p2)。

・被ばく線量の把握と評価については、WHO がやや古いデータで推計を算出しているのに対し、UNSCEAR が比較的きめ細かく推計していることから、UNSCEAR における被ばく線量の推計がより信頼性が高いと判断した。健康リスクに関しても「原発事故に伴う追加被ばくによる健康影響が自然のばらつきを超えて観察されることは予想されない」「放射線被ばくにより遺伝性影響の増加が識別されるとは予想されない (p22)」と UNSCEAR の見解を支持したものになっている。

・甲状腺ガンについて (p29)、原発事故による放射線被ばくの影響ではないかと懸念する意見もあるが、原発事故由来のものであることを積極的に示唆する根拠は認められない。そのため国は、地域の状況に応じた支援が必要である (p31)。

・心身両面を総合的にとらえた健康管理の取組が重要であるが、それを担う保健師等の自治体職員の疲弊が大きな課題である (p33)。また、こころのケアを含めた個別の健康相談とリスクコミュニケーションの取組を今後も推進する必要がある。このような様々な要因に起因する健康影響については、各省庁が連携し、推進していることが重要であろう。

・中間取りまとめは、これまでに得られた被ばく線量評価の結果や、科学的及び医学的な知見に基づき議論した結果であり、これらの対策等の推進に当たっては、住民の希望や心配をしっかりと把握し理解することが重要であるため、国は、住民との対話を通じ実態を把握するとともに、県民健康調査等の動向を注視し、省庁連携の上でのデータの収集や評価に努め、幅広い観点から科学的検討を行うべきである (p34)。

・実際には、線量の把握、評価について多くの時間が費やされ、健康管理及び施策のあり方について十分に審議されなかった。また、主に医学的見地からの審議であり、法律学的な見地による審議や、住民の意見聴取などがされていない。それらを踏まえ、環境省専門家会議中間取りまとめを踏まえた新たな施策の要望 (資料6) では、中間とりまとめと同時に公表された今後の施策の方向性 (資料5) については早期の実現を期待した一方、専門家会議の限界を指摘し、①省庁横断的な検討を早急に開始すること、②各施策の計画や実施において、住民の意見をより積極的に反映させること、③福島県外の比較的汚染の高い地区での検診について検討すること、④こころのケアに手厚い支援を行うこと、⑤個人の多様な選択を保証し、二重の住民の立場を保持できる法制度と「被災者手帳」の交付を検討すること、を提言した。これらの根拠として、学術会議の複数の提言の内容を織り込んだ。

・福島12市町村の中には帰還できない者 (30~40年) もいる。除染が順調に進んでいるという見方もある。中間貯蔵施設、原発のある場などの帰還は困難であろう。被災者の方がさまざまな場で生活を送らざるを得ない。このための生活の再建と心の支援が必要になってくるだろう。さまざまな状況にある被災者の多様な生活の方向についても考える必要がある。

(4) 資料3 (第22期 原子力発電所事故に伴う健康影響評価と国民の健康管理並びに医療のあり方検討分科会 ご意見参照結果) に基づく検討

・この分科会で何をターゲットとするのか。例として環境影響への評価などターゲットが広く、漠然としている。類似の議論は環境省でも行われており、本分科会では、学術・アカデミックな具体的な方針、方向性を持つべきであろう。

・本分科会には文系の研究者が揃っている。総合科学的な検討、国民がこの事故をどのように受け止めればいいのかという哲学的な議論も必要ではないか。

・ベラルーシの医療施設を訪問した際に、原発事故の健康管理を一元的に行っていた。被災者の健康カルテ回収率は福島30%に対して、100%であった。その理由は、被害が深刻であったこと、独裁国家であり管理が行き届いていることにある。ここでは大人でも5名に1名は甲状腺に

何からの疾患を持っており、甲状腺ガンは事故4年後に急増し、急減している。しかしながら、福島ではその影響が出にくいのではないかと割り切れる者がいる一方で、割り切れない者に生じる不安や心の問題、差別などの影響が懸念される。

・二重の住民票について、地方財政学会のシンポジウムでの復興庁幹部の個人的見解として困難だとする指摘があった。これは納税（義務）・投票（権利）を2カ所に持つことになるため、それを被災者が受け入れられるかが疑問とされる。

→そのために、資料6では、「二重の住民の立場を保持できる法制度」と表記し、日本学術会議の主張を慎重に表現している。ここでの二重の住民の立場とは、健康管理という点から検討することになるだろう。様々な立場の被災者に対応できるような提言にもつながるものにしたい。

（5）総合的討論

・今後の審議のテーマを何とするか。この分科会と他の提言を結びつけ、3つの審議のいずれかに絞るべきではないか。

・何を審議するかは、さらにもう1回分科会で検討を行いたい。幹事を含む委員長、副委員長でたたき台を作ってもよい。

・事故から4年を経て、省庁、地方自治体での調査・検討が行われて来ているが、福島県民との間に乖離が生じている。事故の影響は少ないとされているが県民は将来への不安がある。例として、メンタルな問題について－住民間でも移動した人：しなかった人に生じる補助金支給額などの確執などがある。

・日本学術会議ならではの報告書を書けないものか。環境省の報告書は優れたものだが、文系の発想（法律学者の不在）、心身の影響、住民の意見がない等の問題点もある。「事故からの時間の経過」に目を向けるべきでないか。科学的なデータの正確性も重要だが、被災者の力や勇気になるような報告書を出すべきだろう。このような非科学的な要求をどう伝えるかを文系研究者にゆだねる、また、実現可能性のある提言を目指してはどうか。

・被災者の健康調査の目的は、自分の健康管理、健康状態を知る、住む場所の選択、疫学的予測等があげられる。「健康」に焦点を当てた検討をすべきであり、それが、トータルな被害者支援の一部となり得る。

・放射線とガンの発生率について情報を得て、被災者は「自分が大丈夫なのか否か」「自分がどこに住むのか」を選択するであろう。わからなくても、ある程度の放射線量の基準点を明確にすべきではないか。現状把握の健康調査と住民に被験者となってもらう承諾書の話は別である。医療は診断・治療・予防でもあることを踏まえ、漠然とした提言でなく整理された中での細かい提言とするのか、広範囲な提言に行くべきなのかの選択が難しい。各省庁の連携（資料4：p33）と謳っているのならば、各省庁での取組を概観し、日本学術会議ならではの提言としてもよいのではないか。

5-4. 今後について

・審議をするに当たって長瀧重信先生、福島県内の調査をされている星座長、野口邦和先生などお話を伺ってはどうか。

・次回開催を3月5日（木）10：00～12：00とした。

・委員からの要望により、学術会議がこれまでに関連するテーマで発出した提言や開催したシンポジウム等の一覧、ならびに関係府省による活動の枠組みについて、事務局が整理することとなった。提言とシンポジウムの一覧は既に準備されているため、早急に委員に配布される。

5-5. 事務連絡

・22期3回目の会議における議事録の承認について

→承認を得た。